

\*\*\*\*\*

佐賀産業保健総合支援センター「かささぎ」メール・マガジン

平成 27 年（2015）4 月 17 日 号外

\*\*\*\*\*

- ① 「ストレスチェック制度」の省令、告示、指針が公表
- ② 「ストレスチェック制度」研修会の案内
- ③ 他の研修予定・方針

.....

## 「ストレスチェック制度」の省令、告示、指針公表！

労働安全衛生法が改正され、本年 12 月 1 日から、労働者数 50 人以上の事業場で義務化（50 人未満努力義務）される「ストレスチェック」制度です。詳細部分は省令、告示、指針で示されることになっておりました。

厚生労働省が平成 27 年 4 月 15 日にホームページ上で公表しております。

下記ページから入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000082587.html>

省令と指針のパブリックコメント結果も Q&A として参考になりますのでご覧ください。

省令

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000127532>

指針

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000127521>

## 「ストレスチェック制度」研修会 ※3 ※4

今回は、厚生労働省から本年 4 月に示された省令・告示・指針等に基づいて研修を行います。

日 時 平成 27 年 6 月 26 日（金）13:30 ～ 16:30  
ところ 佐賀市文化会館 大会議室（佐賀市日の出 1-21-10）  
対 象 事業主、衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者等  
産業医（※1）、一般医師、保健師、看護師（※2）、精神保健福祉士（※2）  
行政機関担当者

※1 日医認定の産業医単位付与研修ではありません（下記※4参照）。

※2 ストレスチェックの実施者となれる法定の研修ではありません。

定 員 100 名 先着順

要申込 FAX・メール

チラシ・申込書

[http://sanpo41.jp/public/\\_upload/type010\\_1\\_2/file/file\\_14292379083.pdf](http://sanpo41.jp/public/_upload/type010_1_2/file/file_14292379083.pdf)

※3 上記と同様の内容の研修会を県内各地で開催予定です。

7 月頃（佐賀） 9 月下旬頃（唐津、鳥栖） 10 月頃（武雄、鹿島、伊万里） 11 月頃（佐賀）



メルマガ変更・配信中止のご通知は「メールアドレス変更」または「配信中止」と件名にご記載の上、

こちらまで [sanpo41@mtg.biglobe.ne.jp](mailto:sanpo41@mtg.biglobe.ne.jp)

【記入例】

件名：メールアドレス変更希望

旧アドレス[ ]

新アドレス[ ]